

## 暗号資産交換業者及び資金移動業者への異名義送金について

警察官等をかたり捜査名目で現金をだまし取る「ニセ警察官詐欺」等の特殊詐欺による被害が急増しているほか、SNS 等を通じたやりとりで相手を信頼させ、投資等の名目で金銭をだまし取る「SNS 型投資・ロマンス詐欺」の被害も依然として多発しております。

こうした犯罪の手口は巧妙化・多様化しており、インターネットバンキングの悪用と相まって、金融機関利用者の被害が拡大する情勢や特殊詐欺等の被害金が暗号資産交換業者や資金移動業者の金融機関口座宛てに送金される事例が発生しております。よってお客さまの保護および詐欺被害防止の観点から、暗号資産交換業者及び資金移動業者の金融機関口座宛てに対し、口座名義人と異なる振込依頼人に変更して送金されるような異名義送金については、お取引を制限させていただく場合がございます。

ご不便をおかけいたしますが、お客さまの大切な資産を守るためでございますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 【上記金融機関口座宛振込における振込依頼人名変更の具体例】

支払口座名義	振込依頼人名	振込の可否
クラシン タロウ	クラシン タロウ	振込可
クラシン タロウ	1234 クラシン タロウ	振込可
クラシン タロウ	クラシン ハナコ	振込不可

※口座名義の前後に数字等を付加する場合は制限の対象ではありません。